

水田の水面が眩しい今日この頃、いかがお過ごしでしょうか! 亀のように歩みは遅くとも、**『お金力』**をしっかり・確実に身に付けていただく**【亀さん通信】**第 116 号発信!

やらないって言ってたのに…

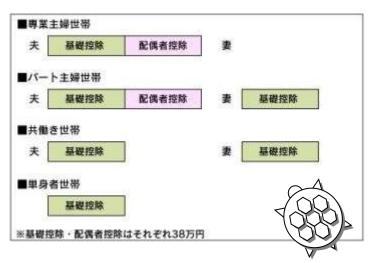
女性の社会進出拡大を目指す安倍晋三首相の指示を受けて、配偶者控除の見直しで新設案が浮上してきました。「103 万円の壁」と呼ばれる配偶者控除の上限枠を取り払い、女性の就業拡大を促そうというもの。議論が本格化するのは年末になりそうですが、事前にポイントを押さえておきましょう!

そもそも「103 万円の壁」とは何なのか。パートで働いている主婦のケースを見ていきましょう。その方の収入が年間 103 万円だとすると、その全額に税金がかかるわけではありません。いくつかの特典が用意されているのです。一つ目は**給与所得控除**。この制度は、**給与収入が 180 万円以下の場合に収入金額から 65 万円を差し引ける**というもの。二つ目は**基礎控除**。収入のある人なら誰にでも適用され、その**控除額は 38 万円**。ということは…

給与収入 103 万円一給与所得控除 65 万円一基礎控除 38 万円=0 円 (税金がかかる所得はゼロ)!

ということは、**給与収入が年間で 103 万円を超えなければ税金がかからない**ということ。これが「103 万円の壁」と呼ばれる理由です。実際に、103 万円を基準にして働く時間を調整する主婦の方も少なくありません。もっと働けるのに働かない。これが、女性の社会進出を阻害しているという見方を政府はしているわけです。

次に見直しが検討されている**配偶者控除**のおさらいです。この制度は、納税者に配偶者がいる場合、一定の金額を 所得から差し引くことができるというもの。**配偶者の年収が103万円以下ならば38万円が控除**されます。共働き世 帯と違って、一般的に専業主婦・パート主婦世帯は収入面で不利ですから配慮されているわけです。



ところで、現在の制度は前々からある問題を指摘されています。左図をご覧ください。「あれ?」と思った方が多いでしょう。基礎控除 2 人分に加えて配偶者控除まで! そうなのです。パート主婦世帯だけが特に優遇されているのです。そこで浮上してきたのが、配偶者控除の廃止・縮小というわけです。詳細は控えますが、検討されている新制度ではパート主婦世帯が控除できる金額は少なくなり、泣く泣く増税ということに…。消費性に続いて所得(住民)税まで。一般庶民にとっては、何とも多難な時代です。

女性の社会進出拡大に効果があるのか、ないのか。配偶者控除の見直しについては、様々な意見があります。ただ言えることは、2013年の参院選で**配偶者控除の維持を自民党は公約**していますので、見直しをめぐる議論は一筋縄ではいかないはず。でも、政治家の公約っていったい何なのでしょう…。私たちにできることは、議論の行方をしっかりと見守り、次の選挙で意志を表示することです!

年々春が短くなってきているように感じるのは私だけでしょうか?

(株亀山保険事務所 亀山裕弘 (ミチヒロ) 1 級ファイナンシャル・プランニンダ技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com